

令和6年度白井市入札等監視委員会（第2回）

会議録

- 1 日 時 令和7年1月28日（火） 午後1時45分から午後3時30分
- 2 場 所 市役所3階特別会議室
- 3 出席者 宗藤委員長、三枝委員、新井委員
富田財政課長、鳥海主査、郡主事
- 4 傍聴者 なし（会議非公開のため）
- 5 次 第
 - 1 開会
 - 2 令和6年度第2回会議
議題
 - （1）令和6年度上半期分 一般競争入札契約の審査
 - （2）令和6年度上半期分 指名競争入札契約の審査
 - （3）令和6年度上半期分 随意契約の審査
 - （4）その他全体的な事項の審査
 - 3 その他
 - 4 閉会

(委員長)

議事に入る前に、お願いしたい事項が2点ほどございます。

1点目は質疑等がある場合は、議題ごとに事務局からの説明が終了した後に、一問一答でお願いいたします。

2点目ですが、本日の会議は時間が限られていますので、発言する方は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、議題1「令和6年度上半期分の一般競争入札契約の審査」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和6年度上半期分のうち、重点審議事案として抽出された案件の概要と事前にいただいた御質問への回答について御説明します。

議題1 令和6年度上半期分の一般競争入札について

説明資料は、事前に送付しました追加資料の1ページからです。

それでは「橋梁修繕工事(R6)」について、御説明します。

執行理由は、白井市橋梁長寿命化修繕計画(第二次)に基づき修繕を行うものです。入札参加資格要件は、

- ・千葉県内に本店(社)、支店(社)又は営業所(出張所)を有する者。
 - ・白井市競争入札参加者適格者名簿の業種「土木一式工事」に登録がある者で、土木一式工事の格付けがA又はBである者。
 - ・平成26年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した契約金額1,500万円以上の橋梁耐震補強工事若しくは橋梁補修工事又は橋梁新設工事を元請け又は第1次下請けとして完了した実績がある者。
 - ・当該工事に土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有する技術者を配置できる者。
- という要件で行いました。

入札への申請者数、参加者数は、

申請者1者、参加者も1者でした。

金額は、

予定価格 税抜36,160,000円、最低制限価格 税抜32,152,049円で、入札参加者が失格となったため、入札取止めとなりました。

この案件には、1つ御質問をいただいております。

「資格要件否 失格」となっているが、具体的に資格要件はどのように周知しているのか。参加者が資格要件を確認せずに入札に参加したということか。」ということで

資格要件は、入札公告に明記しておりますので、事業者は資格要件を確認していましたが、本工事に技術者を配置できなくなり、技術者資格資料を提出できなかったことから、事後審査において失格となったものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

「白井第二小学校屋上給水ポンプ修繕工事」について御説明します。

執行理由は、圧送機能に不具合を生じている給水ポンプの交換をし、機能の回復を図るものです。

参加資格要件は、

1 回目の一般競争入札は、

- ・白井市内に本店（社）を有する者。
 - ・白井市競争入札参加者適格者名簿の業種「管工事」に登録がある者で、管工事の格付けがAからCである者。
 - ・当該工事に管工事施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する技術者を配置できる者。
 - ・白井市税の滞納がない者。白井市税が不申告でない者。
- という要件で行いました。

2 回目の一般競争入札は、

1 回目の入札不調を受けて、資格要件を「白井市内に本店（社）を有する者。」から「白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。」に広げて行いました。

入札への申請者数、参加者数は、

- 1 回目は、申請者なし。
- 2 回目は、申請者 2 者、参加者も 2 者でした。

金額は、

1 回目、2 回目共に予定価格 税抜 2,660,000 円、最低制限価格 税抜 2,405,735 円です。

入札結果については、

1 回目は申請者なしで入札取止めとなり、2 回目は入札参加者が全て失格となったため入札取止めとなりました。

この案件には、1 つ御質問をいただいております。

1 つ目は、「資格要件否 失格」となっているが、具体的に資格要件はどのように周知しているか。参加者が資格要件を確認せず入札に参加したということか。」ということで、

資格要件は入札公告に明記しておりますが、入札参加者の償却資産が不申告となっていたため、資格要件が満たせず失格となったものです。

続きまして、5 ページ 非常用放送設備更新工事について御説明します。

執行理由は、保健福祉センターの非常用放送設備は設置から 20 年以上が経過しており、コンピューターに異常が生じていることから更新工事を行うものです。

入札参加資格要件は、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「消防施設工事」に登録がある者で、消防施設工事の格付けがAからCである者。
- ・千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
- ・平成 31 年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した同種又はその他の消防

施設工事を元請けとして履行した実績がある者。

・当該工事に消防設備士甲種 4 類の資格を有する技術者を配置できる者。

という要件で行いました。

入札への申請者数・参加者数は、

申請者数が 5 者、参加者数も 5 者でした。

再入札では、1 回目入札で 3 者が最低制限価格未満の入札により失格となったため、2 者参加となりましたが、予定価格に達しなかったため不落随契となりました。

金額は、

予定価格 税抜 4,930,000 円、最低制限価格は、税抜 3,944,000 円、

落札価格及び契約金額は、税抜 4,900,000 円、税込 5,390,000 円、落札率は 99.39%、契約の相手方は、つくし防災株式会社です。

この案件には、1 つ御質問をいただいております。

「2 回実施した一般競争入札が不調に終わったため随意契約に移行しているが、つくし防災株式会社と随意契約を締結した経緯を伺いたい。また、竹森電設株式会社にも随意契約を打診したかを伺いたい。」ということで、

再入札でも予定価格に達した入札がなかった場合は、予定価格の 110% の範囲内で入札した事業者と不落随契を行うことができるとしており、再入札をした 2 者のうち最も価格が低かったつくし防災株式会社と不落随意契約の交渉を行い、予定価格に達したため契約しました。竹森電設株式会社とは、不落随契の交渉はしていません。

続きまして、7 ページ「学校管理備品購入その 8（牛乳保冷庫）」について御説明します。

執行理由は、白井第二小学校及び白井中学校の牛乳保冷庫を更新するものです。

入札参加資格要件は、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の業種の大分類「厨房機器・浴槽設備」、中分類「冷凍機・冷凍庫」に登録がある者。
- ・平成元年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等へ牛乳保冷庫を納入した実績がある者。

という要件で行いました。

入札への申請者数・参加者数は、

申請者数が 5 者、参加者数も 5 者でした。

金額は、

予定価格 税抜 1,652,750 円、最低制限価格は無し。落札価格及び契約金額は、税抜 615,000 円、税込 676,500 円、落札率は 37.21%、

契約の相手方は、ホシザキ関東株式会社 柏営業所です。

この案件には、2 つ御質問をいただいております。

1 つ目は、「入札者はいずれも予定価格を相応に下回っており、落札率は 37.21% と低い値となっているが、予定価格の設定はどのように行われたのか。」ということで、

3者から見積書を徴取し、中間の見積金額を採用しました。

2つ目は、「落札者は業務について問題なく行えたのか。」ということで、問題ありませんでした。

続きまして、9ページ「【長期】令和6年度パソコン等賃貸借」について御説明します。

執行理由は、平成29年度及び平成30年度に導入したパソコン等機器が令和6年7月末をもって再リース期間が満了となることから、計画的な機器更新のため調達を行うものです。

入札参加資格要件は、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の業種の大分類「リース」、中分類「電算機」に登録がある者。
- ・千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
- ・平成30年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等へ電算関係機器を納入又は1年以上リースした実績がある者。

という要件で行いました。

入札への申請者数・参加者数は、

申請者数が3者、参加者数が2者、辞退1者でした。

金額は、

予定価格 税抜 107,190,000 円、最低制限価格は無し。落札価格及び契約金額は、税抜 23,850,000 円、税込 26,235,000 円、落札率は 22.25%、契約の相手方は、F L C S 株式会社 千葉支店です。

この案件には、1つ御質問をいただいております。

「落札価格が予定価格の 22.25%となっている。落札した者以外も非常に低い応札金額になっているので、予定価格の積算根拠と落札率が非常に低くなった要因を伺いたい。」ということで、

参考見積書により設計を行いました。落札率が低くなった要因としては、一つには、海外物価にあわせてソフトウェア等の価格が値上げされる傾向があり 30%程度の値上げが発生した場合を想定したこと、また、機器の価格をメーカー定価販売価格で積算したので設計額が高くなったことがあります。

しかし、コロナ禍が収束して物流等が安定したことや半導体不足が解消されたことにより、企業努力で値下げできる幅が広がったものと思われ、今回の入札では業者の落札の意向が非常に高く、高い競争性が働いたため、入札価格が低くなったと考えています。

また、リース終了後の機器の記録媒体の処分について、原則物理破壊と考えていましたが、入札時の業者から質疑で、データ消去での対応を可能としたため、リース終了後に業者側で機器の再利用・再販売が可能となり、入札価格が低くなりました。

議題1についての説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長)

事務局からの説明が終わりました。御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。なお、その際は、審議事案説明書の事業名をおっしゃってからお願いします。

(委員)

9ページの67番の件について、パソコン機器等に関する再リースの対象は、ハードウェアとソフトウェアとが二つない交ぜになっているという理解でよろしいですか。

(事務局)

パソコン機器にofficeとファイヤーウォールのソフトを入れた状態でリースしています。

(委員)

パソコン機器はメーカー販売価格を前提に、ソフトウェアは値上げされる前提で定価の1.3倍くらいの価格を前提に積算された参考見積りが出てきたという理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。そのとおりです。ソフトウェアの価格はかなり高めに見込んで30%の上乗せで、機器の方は定価で見積書が出てきたということです。

機器は、安く売られているところもありますが、半導体需要の方が不安定で価格の動向の判断がつかなかったということ、また、海外の物価が上がっているということでそちらに引きずられるのではないかとということで、定価としたとのこと。

(委員)

それでは、もう1点。データ消去の件についてですが、原則物理破壊を考えていたけれど、今回はデータ消去で良いとしたとの回答ですが、データ消去は具体的にどんな方法で消去したのか。自治体の取り扱うデータなので、物理破壊を要するかという議論は置いておくにせよ、相応にきちんとした消去なしでリース物件を返却するのは問題と思われるので伺います。

(事務局)

データ消去については、データを3回上書きして消去する方法で行っており、データ消去証明書を提出させて確認しています。

(委員)

この3回上書きによってかつてのデータがサルベージとか復活とかそういうことができないだろうというエビデンスとかを確認された上で今回この対応を行ったという理解でよろしいか。

(事務局)

ハードディスクのクラスタに3回上書きすればデータは消えて取り出せないということを実施しています。

(委員)
わかりました。

(委員)
この件でリースの期間は何年を想定しているのですか。

(事務局)
5年になります。事業期間が令和6年8月1日から令和11年7月31日までとなります。

(委員)
資料を見ると再リース期間があるようなので、5年プラス再リースの期間があるということよろしいですか。

(事務局)
前の機器については、5年の期間が終了した後に1年再リースをしています。

(委員)
今回も同じように考えてよろしいですか。

(事務局)
再リースをするかどうかは現時点ではわからないのですが、通常耐用年数5年ぐらいでみていて、その時の機器の状態などをみて、再リースするか、更新するか、担当課で検討することになります。

(委員)
データ消去について、何年か前に公共団体のパソコンをデータ消去するという前提で委託したが、委託先がきちんとやっていたいなかったということで、また、発注した側も確認が不十分だったということで、個人情報がかかり漏洩した事案がありました。
今回もデータ消去ということでしたので、本当にデータが確実に消去されたのかということ、どこかの段階できちんと確認する必要があると思いますので、お願いします。

(事務局)
わかりました。担当課に周知いたします。

(委員)
外部の専門業者に委託すればチェックできます。

(委員長)
それでは、そのようにお願いします。

議題2 令和6年度上半期分の指名競争入札契約の審査について

(委員長)
続きまして、議題2 「令和6年度上半期分の指名競争入札の審査」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題2 令和6年度上半期分の指名競争入札契約の審査について、御説明します。資料は11ページからになります。

「道路ストック点検(附属物)業務委託(R6)」について御説明します。

執行理由は、「道路ストック点検の一環として、市道の道路附属物について調査点検を行うもの」です。

資格要件は、

1回目、指名競争入札は、

白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木関係建設コンサルタント業務」、中分類「道路」に登録がある者のうち、附属物点検業務として道路照明や標識板の点検又は類似業務の履行実績がある者を推薦の基本とし、10者指名し、このうち入札参加者が5者、辞退者が5者となり、入札の結果、落札者がいましたが契約辞退となり、2番目に安価な入札をした事業者と随意契約を行っています。

随意契約理由は、

地方自治法施行令第167条の2第1項第9号、落札者が契約を締結しないときに行うことができる随意契約に該当します。

経緯につきましては、入札時添付の仕様書に記載していた第5条の担当技術者の資格要件及び第10条の情報保護等セキュリティ要件を落札者が満たしていないことに落札者自身が気づき契約辞退となりました。

本件は、社会資本整備総合交付金を活用して行う事業で、年度内に完了させる必要があり、再度入札を行う暇がないこともあり、工事担当課から次点の入札額で入札したアジア航測株式会社千葉支店に、契約辞退者がした落札金額と同額での契約について打診し、了解を得られたため随意契約を行いました。

金額は、

予定価格 税抜 16,640,000 円、最低制限価格は無し、落札価格 税抜 11,890,000 円、落札金額 税込 13,079,000 円で、落札率は 71.45%

落札業者は、株式会社国際創建コンサルタントでしたが、契約辞退があったため、契約辞退者の落札金額と同額で、アジア航測株式会社 千葉支店 と契約となりました。

この案件には、4つ御質問をいただいております。

1つ目は、「契約辞退、仕様書で定めている要件を満たすことができないため」とあるが、具体的にどのようなことか。どのような要件が問題となったのか。」ということで、

本業務の担当技術者について、空間情報総括管理技術者の資格を有すること、また、情報保護等セキュリティ対策としてISO認証を取得していることを要件として仕様書に記載していましたが、落札者が入札前に仕様書の確認をしていなかったためこの資格要件に気づかず、落札後に気づいて契約辞退の申出があり、契約辞退となったものです。

2つ目は、「要件を満たせないため契約辞退となった時点で2番目に安価な参加者を落札者としなくて、別途随意契約とした理由は何か。」ということで、

契約辞退となった時点では、既に落札者を決定し当該一般競争入札が終了しているため、2番目に安価であった業者をあらためて落札者とする事ができません。

この場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定により、落札者が契約を締結しないときは随意契約によることができるとされています。

よって、2番目に安価であった事業者と交渉し、随意契約としたものです。

3つ目は、「随意契約した業者が指名競争入札で入札した額は予定価格を下回るものであったが、随意契約の額をその入札額ではなく、その額よりも低い、要件を満たせなかった者がした入札額としたのはどのような理由か。」ということで、

契約辞退により随意契約する場合は、地方自治法施行令第167条の2第3項の規定により落札金額の制限内でこれを行うものとされているため、契約辞退者の落札金額と同額で随意契約を行ったものです。

4つ目は、「随意契約の契約先事業者にはどのような話をして理解を得たのか。」ということで

契約先事業者に対し、契約辞退があったため落札金額の範囲内で契約できるかを確認し、できるとのことで理解を得ました。

続きまして、14ページ「【債】白井市下水道事業経営戦略改定業務委託」について御説明します。

執行理由は、「令和3年3月に策定した白井市下水道経営戦略について、物価高騰などによる社会情勢の変化や下水道ストックマネジメント計画等を踏まえ見直しが必要なことから改定を行うもの」です。

資格要件等は、

白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木関係建設コンサルタント業務」、中分類「下水道」に登録がある者のうち、白井市又は他の地方公共団体が発注した本業務と同種業務の実績がある者を推薦の基本とし、10者指名し、このうち入札参加9者、辞退1者となりました。

金額は、

予定価格 税抜 11,888,394 円、最低制限価格は無し、落札価格及び契約金額は税抜 6,500,000 円、税込 7,150,000 円、落札率 54.68%です。

契約の相手方は、オリジナル設計株式会社 千葉営業所です。

この案件には、1つ御質問をいただいております。

御質問は、「応札した9社のうち落札したオリジナル設計(株)のみが非常に低い応札金額となっている。業務委託のクオリティ面についてどのように考慮したのか伺いたい。」とのことで、

本件入札の指名業者については、白井市又は地方公共団体の発注した本業務と同種業務の実績がある者を指名しました。入札においては、結果的に低い金額で入札した業者

が1者ありましたが業務実施にあたっては、工程表を毎月提出させ進捗を確認したり電話やメール等で担当者と適宜、打合せを行い順調に進められております。

続きまして、16ページ「地域計画意向調査支援業務委託」について、御説明します。

執行理由は、「地域の農業者の農業・農地に対する今後の意向を反映した目標地図素案を作成するため、意向調査アンケートの回収及び結果分析業務を委託し、円滑な業務遂行を図るもの」です。

資格要件等は、

白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「調査・計画」、中分類「地域計画」又は「その他」に登録があり地方公共団体で同種業務の履行実績がある者から5者指名し、入札参加者1者、辞退4者となりました。

金額は、

予定価格 税抜 2,410,000 円、最低制限価格は無し、落札価格及び契約金額 税抜 2,000,000 円、税込 2,200,000 円、落札率 82.99% です。

契約の相手方は、東電用地株式会社 です。

この案件には、2つ御質問をいただいております。

1つ目は、「業務内容はどのようなものか。」ということで

将来の地域農業を考える地域計画策定に伴い、地域の農業者の農業・農地に対する今後の意向を反映した目標地図の素案を作成するため、農地所有者・耕作者対象に意向調査（アンケート）を行うに当たり、アンケートの作成や発送業務は市で行い、市外・県外在住のアンケート未返送者への戸別訪問回収及び進捗管理表や返送結果の集計・分析、報告書の作成業務を委託したものです。

2つ目は、「指名した業者は、都市計画（3社）、東電用地、流通業務の計5社で、東電用地以外は入札辞退となっている。業務内容に対応した適切な指名業者であったのか。」ということで

指名業者の選定にあたっては、白井市入札参加適格者名簿、大分類「調査・計画」、中分類「地域計画」に登録があり、地方公共団体で同種業務の履行実績があるものを選定しており、適切であったと考えています。

議題2についての説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

（委員長）

事務局からの説明が終わりました。御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

（委員）

14ページの85番について、落札された方だけが入札額が低いということですが、この方の入札額が低い理由を聞いていますか。

以前に別件で聞いたときには、市の仕事と関連を持ちたいという目的のため突出して低い額で入札した事業者が業務のクオリティは維持して業務を遂行したといことがありましたが、今回の方も1者だけ安いので理由を聞いていれば教えてください。

(事務局)

担当課に何故1者だけ安かったのか理由を聞きましたが、担当課でもわからないとのことで、業者に直接理由を聞くことまではしていません。

私の知っている限りですが、当該業者は市の上下水道部門でいくつかの契約を取っている業者で、市との契約に慣れているというところがあります。また、分析ソフト等も持っているようなので、そういった部分で価格を下げ入札参加できているのではないかという推測はできるかと思えます。

(委員)

わかりました。もう1点、16ページの117番についてですが、業務内容のアンケート未返送者への戸別訪問、こちらは市内市外の方となっています。もともとこういうアンケートの回収率は低くなるのではないかと思うのですが、例えば期限はどのくらいで設定するのかとか、回収ができなかったという場合にアンケートの回収率をどのくらいにするならばこの業務は目的を達成できるといった目安があるものなのか。おそらく100%の業務を果たすことができるものではないのではないのかと思えますので伺います。

(事務局)

担当者から聞いた話では、何%できればよいという数値はないということですが、国から義務化された業務で、市町村によっては回収率が20%ぐらいしかでないとか、かなり厳しい状況のようです。

そういった状況もあり、職員だけでは回収率をあげるのは難しいだろうということで、業者に支援委託し、白井市では70%の回収率を確保できたということです。

(委員)

わかりました。

(委員)

一つ目は、13ページの85番の案件について、契約辞退ということで、ケースとしては珍しいと思いますが、1番手の業者は1,300万円契約辞退となって、2番手の業者は1,500万円入札していながら1番目の業者と同額以下でない契約ができない。1番目の業者にはペナルティを与えてもよいような案件だと思います。そのあたりはどうですか。

二つ目は、17ページの117の案件についてですが、今回は意向調査の業務だとの説明を受けましたが、その後の目標地図素案の作成とか、さらにその後の地域計画の作成は、直営で行うのか、委託で行うのか、わかれば説明してください。

(事務局)

契約辞退の方から説明いたします。契約辞退は、非常に重いものになります。落札者が決定した時点で入札が終了しお互い契約しますとの合意がなされ、それを辞退するわけですから、市としても契約者なしという事態になってしまうので、ペナルティを課しています。ペナルティについては、別途指名停止等検討委員会で検討し、3カ月の指名

停止をしています。

契約金額については、入札はそこで終了しているのですが、それでも契約をしたい場合は、落札者が入札した金額以下だったら入札の公正を害しないということで随意契約をしてもよいという特例事項として地方自治法施行令に記載されているものです。もちろん相手方が契約を拒否するのであればあらためて入札をするしかないのですが、次の入札をする暇がなかったので、2番手の業者に担当課から連絡し了承が得られたため契約できたということになります。

二つ目の目標地図と地域計画の策定についてですが、目標地図というのは、農地を将来、10年先どのようにしたいのかということアンケートを取って、農業はもうやりたくないですか、売りたいですか、農業を続けたいですかという意向を色分けして地図を作っていくものになります。国の方で目標地図を作成するソフトがあり、職員が直接入力して作ります。

今回の委託は、その一つ手前のアンケートの回収や報告のとりまとめなどの作成支援を委託しています。

目標地図を作った後、色々な要素を加えて、地域計画を作成しますが、これは農業委員会の仕事ではなく、産業振興課の方で改めて行う業務になります。地域計画の情報は持ち合わせていません。

(委員)

資料の記載内容の確認になりますが、以前いただいた別資料の15ページ、NO.105に印西市岩戸、印西市印旛西部公園の記載がありますが、これは白井市内ではないということでしょうか。

(事務局)

これは、印旛支部消防操法大会の開催にあたり、白井市によい会場がないため、印西市の印旛西部公園を借りたもので、開催のために白井市で公園の芝刈りを行ったものです。

(委員)

わかりました。

議題3 令和6年度上半期分の随意契約の審査について

(委員長)

続きまして、議題3「令和6年度上半期分の随意契約の審査について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題3 令和6年度上半期分の随意契約の審査について、御説明いたします。資料は18ページからになります。

「自治体情報システムの標準化・共通化に係る対応業務委託」について、御説明します。

執行理由は、「令和6年度中にシステム標準化への安定した移行を行うために、事前準備等の段階的な標準化への対応を委託するもの」です。

背景としては、「令和2年12月25日に閣議決定された「デジタルガバメント実施計画」に伴い全国の市区町村は、共通システム（国の仕様に沿ったシステム）・ガバメントクラウド（国が整備するサーバー）・事務処理の共通化（国が示した事務処理手順）を令

和7年度までに移行することになりました。

現在、対象となっている事務は基幹系の20業務で、市の基幹系システムに携わるほぼ全ての課が該当し、事務及びシステムの標準化に伴う事務処理フロー及びシステムの仕様に係る意見照会等が各省庁より通知されており、これに伴い本業務を実施する必要が生じたものです。

随意契約及び業者選定理由は、

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

市では令和6年度中に、現行システムからガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ確実に移行し、安定したシステム運用を行うため、現システムベンダーである株式会社ディー・エス・ケイと随意契約するものです。

金額は、

設計金額 税抜 97,398,000 円、契約金額 税抜 97,398,000 円、税込 107,137,800 円、落札率 100%

契約の相手方は、株式会社ディー・エス・ケイ です。

この案件には1つ御質問をいただいております。

1つ目は、「随意契約 128 件中 80 件を(株)ディー・エス・ケイが占めている。No2 の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る対応業務委託」の 107,137,800 円を含め、契約金額の妥当性についてどのようにチェックしたのか。」ということで、

株式会社ディー・エス・ケイは、地域市町村の行政事務の情報化をより効率的に進めることを目的として設立された企業で、白井市を含む県内9市町が出資しています。

設立目的が上記のとおりであることから、一般的な企業よりは安価であることに加え、白井市は株式会社ディー・エス・ケイの株主であるため、委託等に係る経費が10%近く割引となります。

このため、導入・委託等に係る経費及びシステム連携に係るランニングコストを考慮すると株式会社ディー・エス・ケイとの契約が金銭面においても安価で運用できることが見込まれます。

これらのことに加え、基幹システムを複数のシステムベンダーと連携すると、システム会社の仕様に合わせた文字データ等の変換料金やデータを連携するための回線経費が発生しますが、現在の基幹系システムのマルチシステムベンダーである株式会社ディー・エス・ケイとの契約がコストを抑えることができます。

これを前提とし、各課において金額の妥当性をチェックする方法として、

- ・ 前回契約金額との比較
- ・ 市場価格との比較
- ・ 同規模程度の自治体の経費との比較
- ・ 過去の類似業務との比較

等により妥当性を確認している業務が多くありました。

一方で、住民基本台帳システムと連携していることが必要な業務では、株式会社ディー・エス・ケイ以外の選択肢がないため、特に何も行っていない業務もわずかでしたがありました。

なお、自治体情報システムの標準化・共通化に係る対応については、令和7年度末までに全ての市町村が標準化を実施することを国から求められており、作業量に対して極端に短い期間で現行基幹系システム全てをガバメントクラウドに移行し対応しなければなりません。

このため、現行基幹系システムのベンダー以外には作業ができず、また、移行経費については 100%補助が出ること等から金額の妥当性については精緻な検証は行っておりませんが、国等から作業費に関する調査が複数回行われており、高額な場合には聞き取り調査が入りますが、当市は対象となっていないため妥当と見込まれます。

続きまして、21ページ「市公式 LINE のサービス拡張」について、御説明します。

執行理由は、「市では令和2年度に LINE 公式アカウントを立ち上げ情報発信を行っているが、無料の範囲では機能などに制限があり、市民の利便性は高くない。「市民の利便性向上」と「市の情報発信力強化」を目的として LINE でのサービスを継続的に拡張するもの。」です。

随意契約及び業者選定理由は、

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、

LINE において、自治体向け優良サービスを提供する事業者を認定する「Govtech Partner 制度」で認定される10事業者のうち、市が求める条件として、

- ・ 市側の編集性が高いこと
- ・ 機能追加に係る追加費用がないこと
- ・ 予約機能が使えること
- ・ マイナンバーカードでの認証やオンライン決済など、拡張性が見込めること
- ・ トライアル期間があること

以上5つの条件を満たす唯一の事業者である株式会社 Bot Express と随意契約するものです。

金額は、

設計金額 税抜 2,520,000 円、契約金額 税抜 2,520,000 円、税込 2,772,000 円、落札率 100% です。

契約の相手先は、株式会社 Bot Express です。

この案件には、2つ御質問をいただいております。

1つ目は、「市公式 LINE のサービス拡張とあるが、どのような内容か。」というもので、

市公式 LINE では、これまで一斉配信機能を利用して市から情報発信サービスを行ってききましたが、本契約により新たに(株)Bot Express 社の外部システムを介することで、受け手側で希望する情報を選択できるようになる他、予約機能や申請機能など、ユーザーと相互にやり取りを行えるサービスを追加提供することができるようになります。

2つ目は、「業種が賃貸借となっているが、どのような内容の活動なのか。」ということで、

本業務は、LINE サービスを拡張するために、外部システムを使用する契約となります。システム使用契約であるため、業種を賃貸借と表記したものです。

議題3についての説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長)

事務局からの説明が終わりました。御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

(委員)

18ページのNO.2の株式会社ディー・エス・ケイの関係で、他の一般企業ですとたくさん契約をしているとパッケージ価格で一律割引みたいなことがあるかと思いますが、白井市が出資している関係上そういったことはないということによろしいですか。

(事務局)

見積書をいただいて設計することが多いのですが、その見積書で値引きがされています。パッケージ価格というものはわかりませんが、見積書にはそのように記載されています。

(委員)

それはおそらく株主としての優待価格というものと思って伺ったのですが、そうすると件数が多いからパッケージ価格という考え方はとられていないということによろしいですか。

(事務局)

はい。件数での割引は聞いてはおりません。

(委員)

わかりました。金額の妥当性という説明の中でもしパッケージ価格というのがあればそれも説明の要素になるのかなと思ったので念のため確認しました。

(委員)

あと、NO.3のLINEの関係を伺いたいのですが、株式会社 Bot Express の外部システムを利用させてもらう契約ということかと思いますが、結局ユーザーとの相互のやり取りとなりますと、ユーザーや市民の方がLINEアカウントに対して発信されると、それに対して返信するのは職員の方になるということですか。

(事務局)

はい。そうです。

(委員)

株式会社 Bot Express は、あくまでシステムを使わせる立場ということであって、具体的に対応する方は職員の方ということですね。

(事務局)

株式会社 Bot Express の外部システムはLINEの標準機能を拡張するためシステムで、外部システムを提供するだけという形になります。市の職員が外部システムを使って、例えば健康保険の申請窓口みたいなものをLINE上に作ったり、相互のやり取りができる機能を使ったりということで、職員がその機能を使ってLINE上にレイアウトしたりしています。

(委員)

そうすると、職員の負担もそれなりにあるシステムということですか。

(事務局)

はい。そうです。秘書課の職員で行っています。

(委員)

もう1点。この中に予約機能と申請機能というのがありますが、これは例えば住民票とかがLINEで申請できるとかそういうものなのですか。LINEでどこまでの申請手続きができるのか伺えますか。

(事務局)

今、LINEで申請できるものは、支援金だけだということで、住民票とかはLINEで申請はできないということです。

(委員)

わかりました。

(委員)

18ページの随意契約 NO.2 の件について、令和7年度までにガバメントクラウドに全国の市区町村が移行すると。そうしますと、先ほどの株式会社ディー・エス・ケイとの様々な契約事務は、今後部分的に減ってくるのか、あるいは全然変わらないのか。減ってくるのかなという感じもするのですがどうでしょうか。

(事務局)

まず、国の方でガバメントクラウドへの移行を何でやっているのかというと、基幹系の20業務、例えば児童手当の給付ですとか、子供子育ての支援とか、住民基本台帳システムとかは、どこの市町村でもやることは一緒ということもあって、すべての住民がわかりやすい入口から申請してサービスを受けられるようにするために、同じ仕様でシステムを構築してデータ連携等を効率化するため、システムの共通化を図り、国が用意するガバメントクラウド上で管理するというところで進められています。

今回の作業は、そのガバメントクラウドにシステム移す作業になりますが、ガバメントクラウドに移したシステムを白井市に繋げなければいけないので、システムが置いてある場所が変わるだけというところもあり、業務量が減るかということ、あまり変わらないということになると思います。

しかし、例えば外字文字の標準化などが進んだ分については今後外字の作成等が減るので、そうしたところでは業務量は減ってくると思われます。

(委員長)

わかりました。

議題4 その他全体的な事項の審査について

(委員長)

続きまして、議題4「その他全体的な事項の審査」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題4 その他全体的な事項の審査について、御説明いたします。
資料は23ページにからになります。

それでは、「清水口保育園高圧受変電設備等更新工事」及び「文化センター外1高圧受変電設備等更新工事」について御説明します。

本工事は、初めに「清水口保育園高圧受変電設備等更新工事」の一般競争入札を行い、この入札が不調となったため、同工事と文化センターの同種工事を合わせて1つの工事とし、「文化センター外1高圧受変電設備等更新工事」として改めて一般競争入札を行ったものです。

執行理由は、「高圧受変電設備機器等の更新を行うもの。」です。

資格要件等は、

1回目は、

- ・白井市内に本店(社)を有する者。
- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の業種「電気工事」に登録がある者で、電気工事の格付けがAからCである者。
- ・白井市税の滞納がない者。白井市税が不申告でない者。

という要件で行い、

2回目は、実績要件として「平成31年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した電気工事を元請けとして完了した実績がある者。」を追加して行いました。

申請者数、入札参加者数は、

1回目は、申請者4者、入札参加者3者、辞退1者。

2回目は、申請者3者、入札参加者2者、辞退1者 でした。

金額は、

1回目は、予定価格 税抜2,610,000円、最低制限価格 税抜2,356,114円で、入札金額が全て最低制限価格未満となったため、入札を取止めました。

2回目は、予定価格 税抜6,710,000円、最低制限価格 税抜6,144,207円、落札価格及び契約金額 税抜6,490,000円 税込7,139,000円、落札率96.72% です。

契約の相手方は、富澤電設株式会社 です。

この案件には、3つ御質問をいただいております。

1つ目は、「清水口保育園高圧受変電設備等更新工事は、入札額がいずれも最低制限価格未満ですが、予定価格と最低制限価格の設定はどのように行ったのか。」ということで、

予定価格は、千葉県公共建築工事積算基準に基づき積算を行い設定しました。

最低制限価格は、「白井市建設工事最低制限価格運用要領」の規定に基づき、設計額の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に、それぞれ0.97、0.90、0.90、0.68を乗じて得た額の合計額です。

2つ目は、「清水口保育園高圧受変電設備等更新工事が入札不調となり、当該工事を文化センター外1高圧受変電設備等更新工事に含めて入札を行ったとのことですが、2つの工事は、件名、場所、予定価格等が大きく異なります。どのような経緯で文化センター外1高圧受変電設備等更新工事の内容を決めたのか。」ということで、

高圧受変電設備更新工事は停電を伴う工事であり、文化センターについては、施設の運営上停電の調整が非常に難しい施設であるため、2月の年次停電点検に併せて工事を

行う必要がありました。

清水口保育園は、停電調整による制限はありませんが、機器が老朽化しており故障した場合に波及事故に繋がる重要な機器の更新があり、また機器の納期が長くなりそうであったこともあって早めの発注を行うため、文化センターと清水口保育園の高圧受変電設備工事を分けて発注する計画としていました。

しかし、清水口保育園高圧受変電設備等更新工事が入札不調となったことにより、同種工事であり、機器の納入時期を踏まえると同時に発注ができることから、文化センターと清水口保育園の高圧受変電設備更新工事を併せて、文化センター外1高圧受変電設備等更新工事として発注することにしました。

3つ目は、「文化センター外1高圧受変電設備等更新工事についても、最低制限価格未満の入札があり、落札率は96.72%と高い数値ですが、予定価格と最低制限価格の設定はどのように行ったのか。」ということで、

予定価格及び最低制限価格の設定は、1つ目の御質問の回答と同じです。

落札金額が予定価格に近い金額となったことについては、清水口保育園高圧受変電設備等更新工事の入札不調を踏まえて設計の見直しを行ったためと考えています。

見直しでは、当該工事の入札不調の要因として、事業者の入札金額と市の設計金額で共通費の積算に開きがあることが分かったため、本工事の設計見直しのため市内事業者（3者）から参考見積りを徴収し、市場価格の確認を行いました。

この結果、高圧受変電設備機器は半導体の供給不足やコロナ禍明けの需要拡大の影響で納期が読めないため工期を長く設定し、工期全体に対する共通費を積算していたところですが、共通費の市場価格は、機器発注から納期まで長く設定した期間を含まない実作業日数での積算に近い価格であったため、本工事では、共通費の積算を実作業日数で行い設計金額（予定価格）としました。

なお、本設計内容の変更により事業者の積算と乖離が生じないよう、設計書の特記事項に共通費の算定に使用している工期の日数として実作業日数を明示しました。

続きまして、26ページ「【継】防災行政無線デジタル化更新事業工事」について、御説明します。

執行理由は、「防災行政無線は昭和62年に設置、平成14、15年度の更新整備から20年以上が経過し、老朽化が進んでいる。また、住宅環境の変化等により、情報伝達の改善を図る必要があり、無線のデジタル化等の再整備を図るため、工事を実施するもの」です。

資格要件等は、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の業種「電気通信工事」に登録があり、電気通信工事の格付けがAである者。
- ・千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。
- ・平成26年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注し、60MHz帯同報系防災行政無線のアナログ方式からデジタル方式への移行に伴う1億5,000万円以上の親局及び子局の更新工事を元請けとして施工した実績があること。
- ・当該工事に第1級陸上特殊無線技士及び監理技術者（電気通信）の資格を有する技術者を配置できる者。
- ・デジタル防災行政無線（同報系）の機器製造者又は同製造業者から機器等供給証明書を受領していること。

という要件で行い、申請者数6者、入札参加者数6者でした。
金額は、

予定価格 税抜 623,270,000 円、調査基準価格 税抜 573,408,400 円、失格基準価格 税抜 448,971,080 円、落札金額及び契約金額 税抜 450,000,000 円 税込 495,000,000 円 です。

契約の相手方は、株式会社関電工 千葉支店 です。

この案件には、1つ御質問をいただいています。

「調査基準価格未満で失格基準価格以上の入札が4社ある中で、最低入札額ではない株式会社関電工を落札者としたのは、どのような項目を評価したのか。」ということで、

総合評価方式での落札者の決定は、技術評価による技術評価点を入札金額で除して係数を乗じて算出した評価値で落札者を決定します。

技術評価する項目は、白井市総合評価方式試行ガイドラインに定めており、企業の技術力として、過去の工事成績や ISO 認証取得、配置技術者の資格や施工経験、配置技術者への若手や女性の採用を評価し、企業の信頼性や社会性として、本市での指名停止等の処分実績、建設業労働災害防止協会への加入状況、本市への本支店の配置状況、障害者・高齢者・女性の効用促進の状況を評価しました。

各入札事業者の評価値及び技術評価の内容については、別添の「開札調書」及び「評価項目選択一覧表」を御参照ください。

続きまして、「株式会社ディー・エス・ケイと契約している案件について」御質問を3ついただいておりますので、御説明いたします。

1つ目は、「案件の総数、契約額の総額はいくらか。」ということで、

令和6年度上半期の随意契約案件の契約件数は80件で、契約総額は286,904,005円です。

参考としまして、令和7年1月10日現在の負担行為額で確認しますと、令和6年度契約総数は約113件、契約総額は395,739,834円です。

2つ目は、「一つの案件毎に、契約、検査、支払等の事務が必要となれば、全体としては膨大になる。可能な範囲で案件を集約し、簡素化を図ることはできないか。」ということで、

サーバー、通信機器等については、当初契約時期が異なること、再リース可能な期間が機器によって異なること等から時期を併せての集約は難しいです。

また、集約した場合、導入一時経費が特定の年に偏る等、予算執行上の問題も発生します。

過去、これらの課題をクリアした案件について集約した実績もありますので、今後集約可能な案件がないか改めて相手方と調整を行います。

3つ目は、「同社の会社概要について、設立時期、資本金(白井市の出資、他の市等の出資)、社員数、受注額等はどうか。」ということで、

令和6年2月29日現在の情報になりますが、出資比率については、柏市が8,000株で出資比率32%と最も多く、鎌ヶ谷市、流山市及び成田市が各2000株で出資比率各8%、富津市、四街道市、印西市及び白井市が各1000株で出資比率各4%、栄町が600株で出資比率2.4%、その他民間団体等が6600株で出資比率25.6%です。

社員数は、148名。令和5年度の売上高は61億1千万円、純利益は5900万円です。

続きまして、「最低制限価格未満の入札が発生していることについて」御質問を4ついただいておりますので、御説明します。

1つ目は、「No2、No7……多くの案件で最低制限価格未満の入札が発生しており、重く受け止める必要があると思います。」

最低制限価格の算定は、従前は予定価格の80%としていたが、国、県等の算定式を適用し、結果として90%前後になるとの説明がありました。

このような事態の発生の背景には、80%台でも採算性に問題はなく、安全に工事の完成を図ることができるとの認識が、多くの参加者側にあるためと思います。市ではこの算定式の適用について、どのように周知していますか。」ということで、

現在の最低制限価格の算定式は、白井市建設工事最低制限価格運用要領に定めており、この要領をホームページで公表しています。

2つ目は、「前回の委員会でも、90%前後の最低制限価格については議論になりましたが、検討の余地はありますか。」ということで、

前回の委員会での御指摘を踏まえて、国、県、近隣市の動向等の再確認を行いました。

現在、国では、ダンピング対策の徹底を図るため、対策の「見える化」を実施しています。その中で、最低制限価格を令和4年中央公共工事契約制度運協連絡協議会モデル又はそれ以上とすることが、対策が進んでいるものとして、全国市町村の対策状況を見える化し公表しています。

令和6年3月29日の公表では、千葉県内の市町村での同モデルの採用は、32市町村でしたが、最新の調査では34市町村へと拡大しています。

ダンピング対策の徹底が求められている状況の中で、最低制限価格の見直しについて検討を進めています。

3つ目は、「近隣の市では、算定式の適用状況はどうなっていますか。」ということで、

千葉県及び県内54市町村のうち、本市と同じく令和4年中央公共工事契約制度運協連絡協議会モデルを採用しているのは、千葉県と34市町村です。平成31年モデル採用は1市。平成31年モデル未満の独自モデル採用は4市町。その他独自モデルは1市。非公表が10市町。未導入が4市町となっています。

4つ目、「未確認情報(新聞)ですが、県では見直す可能性に触れていたように記憶していますが、情報はありますか。」ということで

県では、入札不正の再発防止のため、令和7年1月1日から一般競争入札の適用下限額を設計金額5,000万円から2,000万円に引き下げっていますが、令和6年12月5日

の県土整備常任委員会で報告のあったランダム係数を用いた最低制限価格と調査基準価格の算定などの見直しについては、まだ情報がありません。

議題4についての説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長)

事務局からの説明が終わりました。御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

(委員)

株式会社ディー・エス・ケイと契約している案件に関する事で、質問2番目の回答で株式会社ディー・エス・ケイ側のサーバーと通信機器等について言及がありましたので伺いたいのですが、白井市でリースでパソコン等を入れるときに、株式会社ディー・エス・ケイとこういうものだとやり取りがしやすいとか、すり合わせを行ったことがあったのか伺いたい。

(事務局)

担当課で時期の調整をしたことがあると聞いています。年度当初の契約でまとめられるものはまとめて契約しています。

(委員)

先ほどガバメントクラウドのお話がありましたが、それとの関係で、今使っている株式会社ディー・エス・ケイのサーバーは、かなりの部分を政府が整備しているサーバーに移行していくという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(委員)

そうしますと、支払の部分が株式会社ディー・エス・ケイからガバメントクラウドの管理会社に移っていくという理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。そのとおりです。ガバメントクラウドから株式会社ディー・エス・ケイの機器を介して白井市に繋がるということで、株式会社ディー・エス・ケイで一括でやっていたものがガバメントクラウドに保存場所が変わっていくということです。

(委員)

わかりました。

(委員)

もう1点。株主構成の中で、個人の方がいますが、これは株式会社ディー・エス・ケイの社長やその関係者ですか。

(事務局)

はい。1名は社長です。外2名はわかりません。

(委員)

わかりました。

(委員)

株式会社ディー・エス・ケイが公共団体以外の民間の事業をされているのか情報があれば伺いたい。

もう1点。最低制限価格の入札について、非常に短時間の間に細かいところまで情報を集めていただきありがとうございます。この件については、アンテナを高くして色々な情報を随時キャッチしていただければと思います。

また、市としても制限価格の見直しについて検討を進めておりますとのことですので、この姿勢は是非堅守してやっていただきたいと思います。

(事務局)

株式会社ディー・エス・ケイについては、確認いたします。

(委員長)

その他、入札契約について御質問等がありますか。

(各委員)

ありません。

(委員長)

議題1から4までの審議を行いました。令和6年度上半期分の入札契約及び随意契約について、市長へ不適切な点、改善点として報告する事項はありますでしょうか。

(委員長)

それでは、特に意見等もありませんので、ないものとします。

(委員長)

事務局の方から、その他ございますか。

(事務局)

先ほどの株式会社ディー・エス・ケイが民間の事業をやっているかとの御質問ですが、確認はとれていないのですが、株式会社ディー・エス・ケイのホームページを見る限りでは公共事業の業務に限定された表記がされている状況です。

(委員長)

それでは、本日の予定は全て終了しましたので、以上を持ちまして白井市入札等監視委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。